

# 平成24年度 京丹波町水道メーター購入仕様書

## 1 適用範囲

この仕様書は京丹波町水道課が購入する水道メーター（以下、「メーター」という。）に適用する。

## 2 法令等の遵守

メーター納入者は、計量法及び関係法規を遵守すること。

## 3 適用規格

日本工業規格（JIS）、日本水道協会規格（JWWA）及び、その他関係諸規格とする。

## 4 検定時期

メーターは、計量法による検定合格後2ヶ月以内のものとする。

## 5 検定証印

メーターは、計量法第72条第1項に規定する検定証印が付されたもの、または同法96条第1項に規定する基準適合証印が付されたものとする。

## 6 材質

メーターの材質は、鉛レス銅合金とし耐食性、耐久性及び機械的性質において、JIS H5120 CAC406と同様の性能を有すること。

## 7 器番の打刻

メーターの器番は、誤読または難読のおそれがないよう、ふた表面及び上ケース上面に別途指定する番号を打刻すること。

## 8 メーターの口径、種類及び数量

メーターの口径、種類及び数量については、水道課が発行する水道メーター発注表を参照すること。

## 9 付属品

メーター接続用パッキンを1台につき2枚一組とし、輪ゴム等で取り付けて納入すること。

## 10 かし担保

検定有効期間の満了内にメーターの異常が疑われた場合は、その原因を調査・報告すること。

## 11 その他

メーターに指定の塗装等の規定はない。

φ13のメーターはS（ショート）とする。（全長100mm）

φ25mmのメーターの寸法は225mmとする。

フランジ式は汎用型または各社型のどちらかとする。

バーテー品の引き取りは、翌年3月15日から3月31日の間とする。

この他仕様書に定めのない事項については、協議の上決定する。

## 水道メーター発注表

**1 品名・数量**

品 名	数 量	器 番
バーテー		
Φ 13mm乾式直読式	ハッキン付	1,080 12-0001～
Φ 20mm乾式直読式	ハッキン付	20 12-A001～
Φ 25mm乾式直読式	ハッキン付	12 12-B001～
Φ 30mm乾式直読式	ハッキン付	1 12-C001～
Φ 40mm乾式直読式	ハッキン付	3 12-D001～
Φ 50mmタテ型軸流羽車式直読式(フランジ)	SUSボルトナット・ハッキン付	2 12-E001～
Φ 75mmタテ型軸流羽車式直読式(フランジ)	SUSボルトナット・ハッキン付	1 12-F001～

※ バーテー品は、使用済メーター1台につき1台を納入する。

**2 納入期限**

平成24年10月12日（金）

**3 納入場所**

船井郡京丹波町下山地内（京丹波町水道課）

**4 その他の事項**

別紙、平成24年度 京丹波町水道メーター購入仕様書による。